

福島空港国際定期路線再開等利用促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、福島空港国際定期路線の再開に資すると認められる国際チャーター便及び再開後の国際定期路線（以下、「国際路線等」という。）の利用を支援し、福島空港の国際線の利用促進を図るため、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和54年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象及び補助額）

第2条 補助金は、別表1に定める事業について、別表2に掲げる構成要件を満たした団体に対し、交付するものとし、その額は別表3により算定した額の範囲内において知事が定める額とする。

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施しようとする日から起算して15日前までとする。ただし、当該事業を実施しようとする日から起算して15日前が4月1日以前となる場合の提出期限は、4月1日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

（1）事業計画書

（2）設立趣旨等説明書（団体設立の目的や動機、活動方針等を記載した書類（設立趣旨書、定款、設置要綱等をいう）。）

（3）行程表

（4）参加者一覧

（5）見積書の写し

（6）その他必要となる資料

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の変更で、補助金の額に変更が生じないものとする。

（1）参加者数の減

（2）補助対象経費の20%以内の増減

（変更の承認）

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島空港国際定期路線再開等利用促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第6条 規則第8条に規定する別に定める期日は、交付の決定を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（完了報告）

第7条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島空港国際定期路線再開等利用促進事業完了報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告については、福島空港国際定期路線再開等利用促進事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- （1）事業実績調書
- （2）最終行程表
- （3）最終参加者一覧
- （4）請求書の写し
- （5）その他必要となる資料

（補助金の交付の請求）

第9条 補助金交付の決定の通知を受けた団体等は、実績報告後、福島空港国際定期路線再開等利用促進事業交付請求書（様式第5号）を速やかに提出しなければならない。

2 県は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 旅行会社は、補助事業完了後に申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、福島空港国際定期路線再開等利用促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（会計帳簿の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた団体等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月26日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

対象とする事業（交流事業）	国際路線等を利用して、下記に掲げる事業をしようとする者。ただし、国際路線等とは、下記 3 に掲げるものをいう。 1 現地事業者との経済又は文化の交流（地域間交流） 2 企業活動における現地事業者又は現地駐在員との調整又は商談（ビジネス利用） 3 福島空港の利用は往復とし、東アジア又は東南アジアに就航する国際路線等であること。 なお、国際路線等の利用において、悪天候又は空港に起因する事由により、予定された空港とは別の空港での離発着となった場合は、当初予定されていた空港での発着があったものと見なす。また、その他やむを得ない事由による欠航等により福島空港を利用できなかった場合については、事由発生都度県と協議のうえ、補助対象としての適否を判断することとする。
---------------	---

別表 2（第 2 条関係）

団体の構成要件	下記に掲げる条件を満たす者。 1 地域間交流を実施しようとする場合 (1) 市町村、商工会、商工会議所、又はその他地域間交流を達成するために設立された団体又は任意団体であること。 (2) 地域間交流に直接従事する構成員は、5 名以上であること。 (3) 自らが、交流の相手方及び内容の企画立案し主体的に取り組むこと。 (4) 営利を目的としないこと。 2 ビジネス利用を実施しようとする場合 単独事業者又は複数事業者の構成員からなる 5 名以上の訪問団を結成すること。
---------	--

別表 3（第 2 条関係）

事業の要件	補助対象事業	補助額
下記に掲げる条件を満たすこと。 1 相手方との交流事業を主目的とする行程であること。ただし、交流事業の趣旨を逸脱しない範囲内において、周辺地域の観光旅行を同一行程に含めることも可能とするが、その行程の割合は、原則として、相手方との交流に係る行程未満とすること。 2 （地域間交流の場合）対面による、事務所若しくは会議室等で行う訪問、懇談、報告又は団体活動成果の発表を実施すること。 3 （ビジネス利用の場合）今後の福島空港の利用拡大が見込める調整又は商談を行うこと。 4 原則、自らによる旅行行程の手配又は受注型企画旅行の利用とするが、やむを得ないと知事が認める場合は、募集型企画旅行の利用も可能とする。	交流事業を実施するために要する以下に掲げる経費。 1 渡航費 なお、渡航費とは、航空券代、官公庁への手数料、宿泊費用の総額をいう。 2 事業の実施に要する以下の諸経費 (1) 企画立案に要する経費（旅行会社への企画委託料を含む） (2) 渡航先での交流事業等に要する経費（通訳料、車両代等） (3) その他企画及び実施において要する経費	下記対象経費ごとに、次の額とする。ただし、1 申請団体の交付上限は、1 及び 2 の合計額 400,000 円とし、同一申請団体への交付は、同一年度 1 回限りとする。 1 渡航費 以下により算出した額の合計額（上限 300,000 円）と事業の実施に要する渡航費の合計額を比較して、低い方の金額とする。 一人あたりの補助単価 15,000 円に、交流事業に直接従事する構成員の人数を乗じて得た額 2 事業の実施に要する諸経費 100,000 円と事業の実施に要する諸経費の合計額を比較して、低い方の金額。